

別海町過疎地域持続的発展市町村計画

〈令和 8 年度～令和 12 年度〉

令和 8 年 4 月策定

北海道野付郡別海町

目次

1 基本的な事項	5
(1) 別海町の概況	5
① 別海町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	5
② 別海町における過疎の状況	5
③ 別海町の社会経済的発展の方向の概要	6
(2) 人口及び産業の推移と動向	6
① 人口の推移と動向	6
② 産業の推移と動向	6
(3) 行財政の状況	9
(4) 地域の持続的発展の基本方針	11
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	12
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	12
(7) 計画期間	12
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	12
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
(1) 現況と問題点	13
① 移住・定住の促進	13
② 地域間交流の促進	13
③ 人材育成・確保	13
(2) その対策	14
① 移住・定住の促進	14
② 地域間交流の促進	14
③ 人材育成	14
(3) 計画	14
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	15
3 産業の振興	15
(1) 現況と問題点	15
① 農業	15
② 林業	16
③ 水産業	16
④ 観光	17

⑤ 商工業.....	17
(2) その対策.....	18
① 農業.....	18
② 林業.....	18
③ 水産業.....	19
④ 観光.....	19
⑤ 商工業.....	19
(3) 計画.....	20
(4) 産業振興促進事項.....	23
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	23
4 地域における情報化.....	23
(1) 現況と問題点.....	23
(2) その対策.....	24
(3) 計画.....	24
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	24
5 交通施設の整備、交通手段の確保.....	25
(1) 現況と問題点.....	25
(2) その対策.....	25
(3) 計画.....	26
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	26
6 生活環境の整備.....	27
(1) 現況と問題点.....	27
① 住宅・宅地の整備.....	27
② 水道の整備.....	27
③ 下水道の整備.....	27
④ 消防・救急体制の充実.....	28
⑤ 防災対策の推進.....	28
⑥ ごみ処理等循環型社会の形成.....	28
⑦ 公園等の整備と緑化の推進.....	29
(2) その対策.....	29
① 住宅・宅地の整備.....	29
② 水道の整備.....	29
③ 下水道の整備.....	30

④ 消防・救急体制の充実.....	30
⑤ 防災対策の推進.....	30
⑥ ごみ処理等循環型社会の形成.....	30
⑦ 公園等の整備と緑化の推進.....	31
(3) 計画.....	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	33
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	33
(1) 現況と問題点.....	33
① 子育て支援.....	33
② 高齢者施策.....	33
③ 障がい者(児)支援施策.....	34
④ 地域福祉.....	34
(2) その対策.....	35
① 子育て支援の充実.....	35
② 高齢者施策の充実.....	35
③ 障がい者(児)支援施策の充実.....	36
④ 地域福祉の充実.....	36
(3) 計画.....	36
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	39
8 医療の確保.....	39
(1) 現況と問題点.....	39
(2) その対策.....	39
(3) 計画.....	40
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	40
9 教育の振興.....	41
(1) 現況と問題点.....	41
① 学校教育.....	41
② 社会教育.....	41
③ スポーツ.....	42
(2) その対策.....	42
① 学校教育の充実.....	42
② 社会教育の推進.....	43
③ スポーツの振興.....	43

(3) 計画	44
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	46
10 集落の整備	46
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	46
(3) 計画	47
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	47
11 地域文化の振興等	47
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	48
(3) 計画	48
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	48
12 再生可能エネルギーの利用の推進	48
(1) 現況と問題点	48
(2) その対策	49
(3) 計画	49
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	49
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	49
(1) 現況と問題点	49
① 住民参画のまちづくり	49
② 北方領土対策の推進	50
(2) その対策	50
(3) 計画	51
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	51
事業計画（令和8年度～令和12年度）　過疎地域持続的発展特別事業分	52

1 基本的な事項

(1) 別海町の概況

① 別海町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

別海町は北海道の東部に位置し、東西 61.4 km、南北 44.3 km に広がる総面積 1,317.17 km² の広大な町である。

地勢は、概ね緩傾斜で北海道らしい大平原が広がる一方、東はオホーツク海に面した海岸線を形成している。また、東部には日本最大の砂嘴である野付半島、南部には風蓮湖があるほか、西別川や風蓮川、床丹川、春別川等の多くの河川が流れるなど、自然条件に富んでいる。

気候は海洋性気候の影響を受け、年平均 5 ~ 6 °C と冷涼な気温で、冬期は北西の季節風が強く吹くものの、年間の最深積雪が 1 m 未満であることが多く、道内でも比較的降雪量が少ないことが特徴である。

別海町は元禄年間にニシン漁を中心とした漁場をもって拓けたが、その後、北海道拓殖計画により西別川流域に移民移植が行われ、内陸部の開拓が進められた。戦後は食糧増産対策上の適地として注目され、北海道開発法に基づく総合開発計画により酪農地帯として開発が始まり、昭和 30 年代のパイロットファーム建設事業、昭和 48~58 年の新酪農村建設事業などの国家プロジェクトを経て、日本有数の酪農地帯へと発展し、我が国の食料の安定供給に大きな役割を担っている。

② 別海町における過疎の状況

別海町の人口は、昭和 35 年の 21,878 人をピークに減少傾向に転じ、令和 2 年には 14,380 人まで減少している。本町は、昭和 45 年から過疎対策を実施し、基幹産業の振興をはじめ、学校統合整備や交通通信体系、生活環境施設の整備等に一定の成果を上げたことで、昭和 54 年度末をもって過疎地域から脱却したものの、人口減少や少子高齢化の進行に歯止めがかからず、令和 4 年に再び過疎地域の要件を満たすこととなった。

「第 7 次別海町総合計画」で示した人口推計によると、今後も人口は減少傾向で推移し、令和 27 年には 1 万人の大台を下回ることが予測されていることから、過疎対策における支援措置を活用しながら、各種施策に取り組み、持続的な地域社会を形成していく必要がある。

③ 別海町の社会経済的発展の方向の概要

本町は北海道の東部に位置し、広大な行政面積を有する立地条件から酪農と漁業を基幹産業とし、安全・安心で良質な食料の供給基地として北海道経済に重要な役割を果たしてきているが、将来も豊富な地域資源を活用した産業振興施策の実施により、更なる発展が期待される。また、観光産業については、野付風蓮道立自然公園等の恵まれた雄大な原始的自然景観を引き続き活用しつつ、農林水産業と連携した新たな観光メニューや広域観光ルートの開発により、道東観光の中心として観光客の増加を図っていく必要がある。

一方で、近年の気候変動や国際化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大は地域社会に大きな影響を与えた。これらを踏まえ、社会環境の急激な変化に適応する「新たな日常」への対応や、デジタル技術の積極的な活用、脱炭素社会の実現に向けたゼロカーボンの取組が求められている。こうした外的要因に左右されにくい強固な産業基盤を確立し、持続可能で魅力ある地域社会を構築することが重要である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

本町の人口は、昭和35年から昭和50年までは年々減少し、人口減少率は17.4%と高い水準にあったが、昭和50年から平成2年にかけては、社会情勢や新酪農村の建設など基幹産業振興の影響から、一時的に人口増となる期間があったものの、以降は再び減少傾向に転じている。

年齢階層別人口は、15～29歳の若年者の人口比率が12.0%と著しく低下しているのに対し、65歳以上の人口は増加を続けており、人口比率は平成17年に0～14歳の人口割合を超えて、令和2年には27.8%まで上昇していることから、少子高齢化及び若年者の流出が進行していることを示している。

② 産業の推移と動向

別海町は酪農業、漁業を中心とする第一次産業が基幹産業であり、第二次産業は地元生産物を処理加工する乳製品製造業、水産食料品製造業のほか、建設業が主となっている。第三次産業は小売業の割合が多く、各地域に小売商店が点在している。

令和2年国勢調査における産業別就業人口比率は、第三次産業が46.3%と最も高く、次いで第一次産業が39.7%、第二次産業が13.8%と、全国や全道と比較して第一次産業の割合が高くなっている。一方、第一次産業就業人口は、農業従事者の高齢化や担い手・

後継者不足による離農の加速化を主たる要因に、昭和 35 年から令和 2 年までの間に 2 分の 1 以下にまで大幅に減少しており、新たな担い手の確保や後継者対策は喫緊の課題となっている。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

(単位：人、%)

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	19,035	18,297	△3.9	16,460	△10.0	15,273	△7.2	14,380	△5.8
0 歳～14 歳	5,020	4,362	△13.1	2,649	△39.3	2,338	△11.7	1,849	△20.9
15 歳～64 歳	12,591	11,786	△6.4	10,670	△9.5	9,177	△14.0	7,996	△12.9
うち 15 歳～ 29 歳(a)	4,300	3,134	△27.1	2,755	△12.1	1,953	△29.1	1,731	△11.4
65 歳以上(b)	1,424	2,146	50.7	3,141	46.4	3,746	19.3	3,992	6.6
(a)/総数 若年者比率	22.6	17.1	—	16.7	—	12.8	—	12.0	—
(b)/総数 高齢者比率	7.5	11.7	—	19.1	—	24.5	—	27.8	—

表1－1(2) 人口の見通し

■総人口の比較

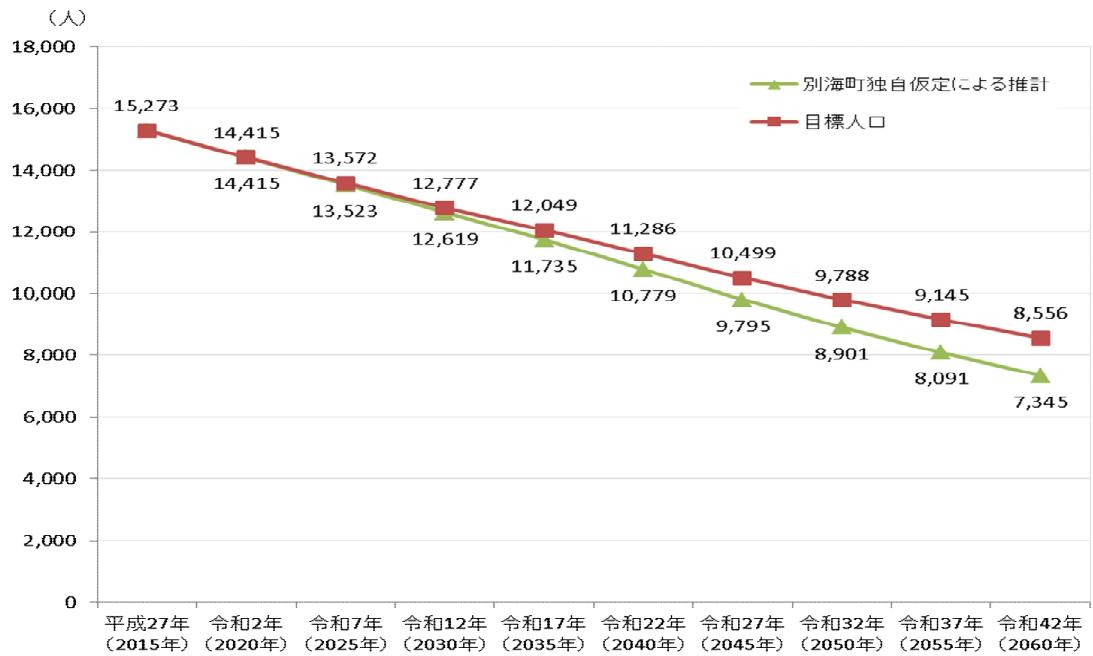


表1－1(3) 産業別人口の推移(国勢調査)

(単位:人、%)

区分	昭和55年 実数	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	10,091	9,668	△4.2	9,178	△5.1	8,507	△7.3	8,114	△4.6
第一次産業 (就業人口比率)	4,901 (48.6)	4,470 (46.2)	△8.8 —	3,682 (40.1)	△17.6 —	3,357 (39.5)	△8.8 —	3,224 (39.7)	△4.0 —
第二次産業 (就業人口比率)	1,661 (16.5)	1,356 (14.0)	△18.4 —	1,318 (14.4)	△2.8 —	1,115 (13.1)	△15.4 —	1,122 (13.8)	0.6 —
第三次産業 (就業人口比率)	3,525 (34.9)	3,842 (39.7)	9.0 —	4,175 (45.5)	8.7 —	3,924 (46.1)	△6.0 —	3,758 (46.3)	△4.2 —

(3) 行財政の状況

本町においては、指定管理者制度による産業、福祉、体育施設等の指定管理や特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの民営化、「定員適正化計画」に基づく職員数の削減など行財政改革を推進してきた。

本町の財政状況は、表1-2(1)のとおりであり、令和2年度の決算規模は、歳入20,565,189千円、歳出20,498,333千円で、平成27年度と比較して歳入歳出ともに増額となっている。一方、その内訳では、歳入においては一般財源が減少し、歳出においては義務的経費の額が増加しており、経常収支比率が上昇し、公債費負担比率が高止まりしている状況にある。このことは、財政硬直化が進行していることを示しており、新型コロナウイルス感染症の影響は一定程度収束したものの、物価高騰やエネルギー価格の上昇が新たな財政負担となっており、依然として厳しい財政運営が続く状況にある。

また、1,317.17km²の広大な土地に人口や集落が偏在する「広域分散型」の地域構造から、学校や公民館、地域会館等の公共施設のほか、実延長が1,000km以上にも及ぶ町道や水道管路などのインフラ整備に多額の投資をしてきたところであるが、今後は公共施設等総合管理計画との整合を図りつつ、施設の長寿命化や集約・再編を進め、効率的かつ計画的に維持管理していくことが課題となる。

このような状況を受け、本町では令和2年度に「別海町中長期財政運営基準」を策定し、その中で財政調整基金の必要額を20億円と設定して、令和12年度までに同基金残高を段階的に回復させることを目標に経費節減を意識した財政運営に努めているところである。

持続可能な地域社会を形成するためには、限られた財源と人材を最大限活用し、効率的かつ効果的な行財政運営により、多様化する住民ニーズに的確に応えていくことが求められている。あわせて、デジタル技術の活用やゼロカーボンの推進など新たな課題にも対応しながら、持続可能な財政運営を実現していくことが重要である。

表1-2(1) 財政の状況

(単位：千円・%)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	15,748,250	17,701,527	20,565,189
一般財源	10,085,785	10,152,047	10,092,866
国庫支出金	1,441,943	1,832,279	4,488,130
都道府県支出金	1,212,720	2,161,045	2,222,489
地方債	1,110,097	1,870,677	1,487,352
うち過疎対策事業債	0	0	0
その他	1,897,705	1,685,479	2,274,352
歳出総額 B	15,209,117	17,575,518	20,498,333
義務的経費	5,063,192	5,003,834	5,523,511
投資的経費	3,238,147	4,729,173	5,273,545
うち普通建設事業	3,238,147	4,677,895	5,273,545
その他	6,907,778	7,842,511	9,701,277
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C (A-B)	539,133	126,009	66,856
翌年度へ繰越すべき財源 D	44,872	9,820	6,540
実質収支 C-D	494,261	116,189	60,316
財政力指数	0.27	0.26	0.32
公債費負担比率	15.4	15.1	14.9
実質公債費比率	15.3	11.8	12.3
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	78.2	83.3	92.9
将来負担比率	98.6	53.5	80.0
地方債現在高	16,385,636	15,477,819	16,536,531

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	60.5	79.2	87.6	90.0	91.6
舗装率 (%)	7.2	33.9	50.9	62.9	68.4
農道					
延長 (m)	79,407.65	48,230	16,275.36	45,414	63,387
耕地 1ha当たり農道延長 (m)	1.42	0.78	0.26	0.71	1.00
林道	17,367	16,708	16,698	16,698	16,698
延長 (m)	0.50	0.51	0.44	0.44	0.44
林野 1ha当たり林道延長 (m)	83.6	95.9	96.3	98.3	99.2
水道普及率 (%)	供用開始前	—	58.9	79.0	85.5
水洗化率 (%)					
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	3.9	5.4	5.9	6.2	5.8

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法の制定に伴い過疎地域(当時は別海村)とされて以来、半世紀を迎え、令和4年4月に再び過疎地域として公示された。この間、生活・交通インフラをはじめとした基盤整備等の推進により、当時と比較して町民の生活環境は格段に向上了が、人口の流出・高齢化の進展、地域社会や産業を支える担い手不足など多くの課題を抱えている。

一方、基幹産業の発展を基盤として、国民に食料を安定供給するとともに、国土の保全や水源の涵養などの多面的機能を發揮してきたところであり、更には野付半島をはじめとした雄大な自然、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入など、持続可能な地域社会を構築する可能性を持っている。

こうした強みを次代につなぐため、「第7次別海町総合計画（令和元年度～10年度）」に掲げる将来像『人がつながり 未来につながる 海と大地に夢があふれるま

ち ～いつも心に広がるふるさと べつかい～』の実現を指針とし、町民の参画と協働を原動力に、地域資源の価値を高めながら新たな産業や人の流れを生み出す取組を推進する。

その実現に向けては、基幹産業の高付加価値化やデジタル・脱炭素の潮流を踏まえた産業構造の転換を進めるとともに、地域内経済循環の強化、安心して暮らせる生活環境や交通・医療・教育の充実、さらには移住・定住促進や人材育成・確保を一体的に展開する。これらの取組を総合的かつ計画的に実施することで、地域の自立と持続的な発展を実現し、次世代へ誇りと希望をつなぐまちづくりを進める。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、各種施策を推進し、本計画終了時における人口に関する目標を「第7次別海町総合計画」における設定目標人口を踏まえ、次のとおりとする。

令和12（2030）年の総人口
12,777人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、「別海町総合計画」の評価に合わせて毎年度、具体的な事業の実施状況等を基に評価を行い、P D C Aサイクルを確立するとともに、町のホームページ等で町民に公表する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等を取り巻く少子高齢化、施設等の老朽化の進行、財政状況などの課題を解決するため、「別海町公共施設等総合管理計画」に定める次の4つの基本方針と整合性を図りながら、公共施設等の適正管理に向けた取組を進めることとする。

◇別海町公共施設等総合管理計画基本方針

- ① 計画的な点検や修繕等による長寿命化の推進
- ② 必要な機能の維持に配慮した施設保有量の最適化
- ③ 町民のニーズに対応した施設の利活用
- ④ 費用負担の平準化

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住の促進

本町の人口減少は、高齢化社会に伴う自然減と出生数の減少による少子化、更に若年層が近郊の都市部又は東京圏などへの進学・就職のために転出していることが大きな要因となっている。

そのため、本町では移住・定住の推進に当たり、移住促進に係る情報発信、都市部へのプロモーション活動を通じ移住・定住希望者への啓発を実施しているとともに、お試し移住施策の実施や地域おこし協力隊の積極的な任用を行っている。

一方、移住希望者のための居住・就職支援が不十分であることが喫緊の課題となっているため、滞在拠点の確保充実を図るために支援を行うとともに、関係団体と連携して、移住者が求める職種とのマッチング支援体制を構築する必要がある。

② 地域間交流の促進

本町は、昭和 62 年に大阪府枚方市と友好都市宣言を行っており、本町の酪農の後継者不足問題を解決するため、「菊と緑の会」を通じ、同市をはじめ近郊都市からパートナーを迎えていているほか、物産展の交流、ふれあいの翼事業による児童・生徒の交流を活発に展開している。

また、平成 20 年に創設した「別海町ふるさと応援制度」の寄附金の受入体制を拡充するなど、ふるさと納税を契機とした関わりを大切にすることで、交流人口、関係人口の増加を図り、町の P R や地域経済の振興を目指している。

③ 人材育成・確保

本町の主要産業である酪農業や水産業、商工業の担い手の確保及び後継者対策は喫緊の課題となっている。人手不足の深刻化により、休廃業せざるを得ない事業者が今後

増加することも危惧されることから、いかに事業継承を進めるかが今後の課題となつており、そのために人材確保や人材育成を一層進める必要がある。

また、本町では高校卒業後、進学を希望する生徒が8割近くおり、生徒の大半が町外へ流出してしまうことから、一度町外に出た若者を町内へ呼び戻すための施策を推進する必要がある。このため、高校生へのアプローチだけでなく、更に低年齢の段階から地元の企業に対する認識を深める取組のほか、地域の特性を踏まえたふるさと教育やキャリア教育の推進等を総合的に進めることが重要となっている。

(2) その対策

① 移住・定住の促進

新型コロナウイルス感染症を契機に高まった地方移住への関心を捉え、本町の自然環境や生活の安心感を強みとして発信することにより、移住・定住やU・Iターンなどの施策の推進を図る。

② 地域間交流の促進

交流時代に対応した人材や地域づくりに向け、地域間交流活動を推進し、交流人口を増加させることにより、地域の活性化につなげる。

ア 友好都市提携等を結ぶ各都市との交流の推進

イ 多様な交流・連携の展開

③ 人材育成

家族経営などの担い手の経営体質の強化や法人組織経営体の育成・発展等に資する支援を行うとともに、新規就業者の確保・育成や地域のリーダーとなる担い手の育成の取組等を行うことで、地域産業を支える人材が活躍し、快適で安心して暮らせる生活の場づくりを推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・ 定住・地	(1)移住・定住	移住・定住施設等整備事業	町	
	(4)過疎地域持続			

域間交流 の促進、 人材育成	(地域間交流)	的発展特別事業 (移住・定住)	地域おこし協力隊推進事業 移住・定住促進事業 域内循環拠点維持・確保対策事業 地域スポーツ・人材育成連携推進事業 地域プロジェクトマネージャー推進事業 デジタル地域通貨流通事業 ふるさと応援制度推進事業 友好都市少年少女ふれあいの翼交流事業	町 町 町 町 町 町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本分野における公共施設等については、当該施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づく適正な管理を行う。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町は、広大な草地資源と豊富な水資源を活かして、昭和30年代の根釧パイロットファーム、昭和48年から58年の新酪農村の建設により、日本有数の大規模な酪農経営が展開される生乳生産量日本一の酪農・畜産のまちとなっている。規模拡大や生産拡大の推進により、生乳生産量は令和2年に初めて50万tの大台を突破し、全国の生産量の約7%を占めており、我が国の食料の安定供給に大きく寄与している。

一方、農業従事者の高齢化や担い手・後継者不足による離農の加速化、国際貿易交渉の進展、生産資材価格の高止まりや生乳需給緩和の長期化、暑熱による影響など、農業経営は先行き不透明な状況にある。特に、農家戸数の減少は深刻で、昭和36年に約2,600戸あった農家戸数は、令和6年には633戸にまで減少する中、新規就農者は年平均3戸程度にとどまっていることから、新たな担い手の確保及び後継者対策は喫緊の課題となっている。

新規就農希望者の円滑な就農を図ることを目的に、実践的な研修を行う施設として建設した「別海町酪農研修牧場」では、令和6年度までに84組の新規就農者を輩出しているが、施設の老朽化が著しいことから、計画的な施設整備が必要とされている。

② 林業

本町の森林面積は、総面積の約29%を占める約3万9千haの森林を有しており、資源構成はカラマツ及びエゾマツ、天然林を主体とした防風林や防霧林が多く存在し、住民生活の安全向上や本町の基幹産業である酪農業及び漁業経営の健全化に大きく寄与している。

また、森林の整備及び保全にあたり、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進している。

本町では、牧草地を保全する計画的な防風林施業や、河川を保全する河畔林造成事業を積極的に実施している。

また、町民植樹祭や実のなる木植栽事業を実施し、子どもたちへの木育の場を提供するなど、町民が森林と身近に接する機会を確保している。

一方、近年の林業、木材産業における高齢化や担い手不足や、森林所有者の世代交代による森林保全意識の低下から、森林の整備不足が懸念される。

今後は、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、森林環境譲与税を有効に活用しながら、「別海町森林整備計画」に基づき、地域の振興に役立つ森林として整備や保全を実施していくことが当面の課題であるといえる。

③ 水産業

本町の漁業形態は、定置網による秋サケ漁、ホタテ・ホッキ桁網漁、カレイ・ニシン漁、打瀬舟によるホッカイシマエビ漁などを主力とする沿岸漁業である。

本町では、「獲る漁業」から「育てる漁業」への転換を進め、早くから増養殖事業に着手するなど資源管理型漁業に取り組むとともに、衛生管理型漁港の整備等を進めることで、安全・安心な水産物の安定供給に努めている。

一方、近年における秋サケ水揚げ量の低迷、気候変動による回遊魚の変化、原油価格の高騰、外敵・有害生物による食害のほか、発達した低気圧による高潮や巨大地震等の大規模災害による施設や漁具への影響が懸念されるなど、漁業を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

また、ホタテ貝の加工時に排出される加工残渣について、ホタテ貝の将来的な安定加工のためにも、処分方法の確立が急務となっている。

そのため、引き続き、水産資源の維持増大や漁業生産基盤の充実・強化を図るととも

に、漁業協同組合や漁業者等と連携し、地域が一体となって、地場水産物の高付加価値化や新商品開発、流通基盤の強化や輸出を含めた販路拡大に取り組み、経営安定に努めていくことが重要である。また、漁業後継者の就業を支援することで、町の未来を担う地域のリーダーを育成し、漁業集落の活性化を図ることも必要である。

④ 観光

本町では、道の駅「おだいとう」や、野付半島ネイチャーセンターを整備するなど、観光施設の充実に取り組むとともに、農林水産業と連携した体験型観光、冬季における野付半島での氷水平線ウォークやスノーモービルで引くソリツアーや展開するなど、本町の特性を活かした観光メニューの創出にも取り組んでいる。

本町の観光客入込客数は、食や豊かな自然景観等の地域資源を活用した新たな観光メニューやインバウンド向け情報発信の強化により、令和元年度は約323千人となるなど増加傾向にあったが、新型コロナウィルス感染症の影響で一時的に大幅に減少した。その後、社会経済活動の回復とともに持ち直し、令和6年度は347千人となっている。

今後は、回復基調を前提にさらなる増加を図るため、関係団体や民間事業者との連携を一層強化し、野付湾周辺を中心とした体験型コンテンツの充実、キャンプ・アウトドア等の需要の継続的な取り込み、安心・安全に配慮した観光施設整備を推進することで、ポストコロナ時代の新しい旅行スタイルを定着させていく。

また、本町の宿泊施設は収容人数が少ないとから、団体客などのツアーツ旅行については通過型になっているが、今後は、広域観光体制の充実を視野に入れつつ、滞在拠点となる宿泊施設の確保・充実を支援し、少しでも長い滞在を促すことで、町内での経済循環を高める仕組みづくりが重要である。

⑤ 商工業

本町の商業は、商店街を中心に小売業を主として、卸売業、小売業を合わせた商店数は117店、年間売上収入額は約330億円（令和3年経済センサス）となっている。

一方、工業は、大手乳業会社による乳製品製造業や水産加工業といった町の基幹産業と密接な食品加工業を中心に展開されており、製造業の事業所数（従業者4人以上）は30事業所、製造品出荷額は約832億円（令和4年経済構造実態調査）となっている。

本町では、商工業の活性化を目指し、中小企業振興基本条例に基づき、商工会等関係機関との連携の下、各種融資制度や人材育成事業による経営基盤の安定・強化、後継者

育成を図っているほか、新規開業者や既存企業の新分野進出に対する支援等を行っている。

しかしながら、人口減少の進行や人手不足の深刻化、消費行動の変化やインターネット販売の拡大などにより、依然として中小企業を中心に厳しい経営環境が続いている。新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に大きな打撃を受けた事業者も多いが、社会経済活動の再開後も、構造的な課題は解消されておらず、今後も休廃業や事業承継の停滞が懸念される。

このため、本町の特性を活かした魅力ある商店街づくりやにぎわいの再生に加え、デジタル化の推進や新商品の開発、地域資源を活用したブランド化、観光や一次産業との連携による販路拡大など、持続可能な商工業振興に向けた取組を一層進めていくことが必要である。

(2) その対策

① 農業

農業の振興施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、「将来にわたって持続的で多様な農業生産」と「魅力ある農村環境の確立」を目指すための施策を推進する。

- ア 農業生産基盤の充実
- イ 多様な担い手の育成・確保と創造的な農業経営の展開
- ウ 環境と調和する酪農・畜産の推進
- エ 消費者ニーズに応える安全・安心・良質な生産の推進
- オ 地域ブランドの確立
- カ 「食」を通じた消費と生産の関係強化と魅力ある情報の発信
- キ 都市と農村の交流の促進
- ク 課題解決に向けた大学・研究機関との連携

② 林業

森林の持つ多面的機能の発揮に向け、計画的な森林整備を進めるとともに、町民の環境意識の高揚や健康づくりに向けた森林の総合的利用を推進する。

- ア 森林の保全・育成と総合的利用
- イ 林業生産基盤の保全・整備
- ウ 計画的な森林整備等の促進

③ 水産業

活力ある水産業の確立に向けて、漁業生産基盤の充実に取り組むとともに、水産資源のブランド化を推進する。

- ア 漁業生産基盤の充実
- イ 水産資源の維持増大による管理型漁業の推進
- ウ 経営基盤の強化
- エ 地産地消の促進
- オ 漁業後継者対策の強化
- カ 災害に強い漁港づくり
- キ 水産資源のブランド化

④ 観光

交流人口及び関係人口の増加と地域の活性化に向け、国内外の観光客の多様化・高度化するニーズに即した多面的な取組を一体的に推進し、観光・交流機能を拡充するとともに、関係機関と連携し、広域観光体制づくりを進める。

- ア 観光・交流資源の充実・活用
- イ 新しい観光メニューの確立
- ウ P R活動の推進
- エ 広域観光体制の充実

⑤ 商工業

地域経済の活性化に向け、地域の特色を生かした産業を創出するとともに、既存企業が継続的に事業を行えるよう人材育成、経営体質の強化を促進する。

- ア 商工業機能の強化
- イ 商店街の環境・景観整備
- ウ 商工業振興体制の確立

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備 (農業) (林業) (水産業)	農地等整備事業 環境保全型かんがい排水事業 自給飼料生産力強化対策事業 環境保全緑化事業 河畔林整備事業 豊かな森づくり推進事業 町有林環境保全整備事業 水産資源増大対策事業	道・公社 国 町 森林組合 町 森林組合 町 漁協	
		(2) 漁港施設	水産基盤整備事業	道
	(3) 経営近代化施 設 (農業) (林業) (水産業)	農業用施設等整備事業	町・農協	
		林業環境支援事業 苗木安定供給推進事業 水産物保管施設整備事業	森林組合 生産者 町	
		(4) 地場産業の振 興 (技能習得施設) (生産施設)	酪農研修牧場整備事業 水産種苗施設等整備事業	町 町
	(加工施設)	酪農工場整備事業 加工体験施設等整備事業	町 町	
	(9) 観光又はレク	ネイチャーセンター整備事業	町	

リエーション	キャンプ場整備事業 ふるさと交流館整備事業 ふるさとの森動物館整備事業 コミュニティセンター整備事業	町 町 町 町	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	新規就農者等総合支援事業 地域おこし協力隊推進事業 農業担い手対策事業 大学連携農業推進事業 結婚相談所運営事業 農業者利子補給事業 共進会出陳事業 畜産振興事業 鳥獣被害対策事業 森林経営管理制度推進事業 水産資源増大対策事業 漁業後継者就業支援事業 風蓮湖外敵駆除事業 沿岸漁業振興対策事業 農林漁業振興奨励事業 水産多面的機能発揮対策事業 森林保護事業（植樹祭） 水産種苗施設等管理運営事業 漁港施設等管理事業 漁業者利子補給事業 水産物加工品流通強化事業 風蓮湖物揚場整備事業 地域プロジェクトマネージャー推進事業	道・町 町 町・協議会 町 相談所 町 町 町 町 町 町 町 町 町 漁協 町 漁協 町 町 活動組織 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	

(商工業・6次産業化)	加工体験施設等管理運営事業 起業家支援事業 スポーツ合宿等受入支援事業 地域貢献中小企業支援事業 新規就業支援事業 にぎわい商店街創造事業 中小企業利子補給支援事業 中小企業人材確保・育成事業 商工業支援事業 商工業振興事業	町 町 協議会 町 道 町 町 町 町 町 町
(観光)	観光情報整備事業 地域おこし協力隊推進事業 観光振興補助事業 キャンプ場管理運営事業 観光振興支援事業 ふるさとの森動物館管理運営事業 ふれあいランド管理運営事業 ネイチャーセンター管理運営事業 コミュニティセンター管理運営事業 ふるさと交流館管理運営事業	観光協会 町 公社 町 観光協会 町 町 町 町 町 町
(企業誘致)	企業立地・誘致推進事業	町
(その他)	産業祭開催事業 農村広場施設等管理運営事業 水産系副産物再資源化施設管理運営事業 地場産品等販売推進事業 えびまつり開催事業 西別川あきあじまつり開催事業	委員会 町 町 町 委員会 委員会
(11) その他	農村広場施設等整備事業	町

(4) 産業振興促進事項

減価償却の特例及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の適用のための産業振興促進事項は次のとおり

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
別海町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本分野における公共施設等については、当該施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づく適正な管理を行う。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

パソコン、インターネットや携帯電話などの情報通信技術が急速に普及する中、国はインフラ整備、ＩＣＴ利活用の推進等を通じてデジタル化を推進している。

本町においても、情報格差を解消し、高度化する情報化社会に対応するため、町内全域を対象に光ファイバの整備を完了したところであり、今後は、産業や教育をはじめとしたあらゆる分野におけるＩＣＴ活用を推進し、地域の課題解決を図っていく必要がある。

また、情報化の進展に伴い多様化する住民ニーズに対応するため、行政分野でのデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）を推進するとともに、防災・観光拠点における公衆無線ＬＡＮの整備により、災害時等における情報通信環境の確保を進めるほか、複雑化するサイバー攻撃等による脅威に対応すべく情報セキュリティ対策の強化を図ることが重要である。

(2) その対策

情報基盤の更なる拡充や情報システムの利活用を通して、町民生活の向上と地域活性化を進めるとともに、町民の情報を保護するためのセキュリティ対策を推進する。

- ア 町全体の情報化の推進
- イ 電子自治体の構築
- ウ 情報化に対応した人材の育成
- エ 情報セキュリティ対策の強化

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域に おける情 報化	(1)電気通信施設 等情報化のため の施設 (防災行政用無線施設) (テレビジョン放 送等難視聴解消 のための施設) (ブロードバンド 施設)	防災行政用無線施設等整備事業 地上デジタルテレビ中継局整備事業 高速通信施設等整備事業	町 町 町	
	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 (情報化) (デジタル技術活用)	情報化推進事業 デジタル技術活用事業 地域おこし協力隊推進事業	町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本分野における公共施設等については、当該施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づく適正な管理を行う。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

本町の道路網は、国道3路線、道道19路線のほか、700路線を超える町道で形成されており、産業の振興や、町民生活の安定と福祉増進のため重要な基盤となっている。

町道の舗装率は令和2年度末で68.4%となっており、全道市町村道の平均舗装率を上回っているものの、郊外地道路の整備が遅れている状況にある。今後は、これらの整備と併せて、舗装道路や急速な老朽化が見込まれる橋梁などの道路施設の長寿命化を主体とした修繕・改修等を効率的かつ計画的に進める必要がある。さらに、高規格道路の未施工区間の早期着手や、その他国道、道道の維持補修等に向け、関係自治体と連携し、国等への働きかけなど必要な対応を講じていくことが重要である。

本町の公共交通は、平成元年にJR標津線が廃止されて以降、代替路線等の運行を経て、町内4路線を運行する地域生活バスや、広域生活路線等を運行する民間路線バスを主体としており、これらは町民の日常生活に欠かせない交通手段となっている。

一方、公共交通は、人口減少や自家用車の普及を要因として利用者が減少しており、国等の補助金に依存する既存路線をいかに維持していくかが大きな課題となっている。

そのため、沿線自治体や民間事業者との連携を強化し、各路線の接続や統廃合による効率的な運行手法について検証し、持続可能な公共交通の確立を図る必要がある。

また、公共交通空白地区に居住する運転免許証を保持しない交通弱者の移動手段を充実させることが重要となっている。

(2) その対策

広域的アクセスの向上と各地域間の連携強化に向け、安全性の確保・利便性の向上を目指した道路網の整備と補修等による維持管理を進めるとともに、町民の身近な公共交通機関を充実させる。

- ア 国道・道道の整備
- イ 町道の整備
- ウ 安全で安心な道づくりの推進
- エ 公共交通機関の充実

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施 設の整 備、交通 手段の確 保	(1)市町村道 (道路) (橋りょう) (その他)	町道整備事業 橋梁整備事業 道路照明整備事業 防雪対策事業	町 町 町 町	
	(2)農道	農道整備事業	道・町	
	(3)林道	林道整備事業	町・道	
	(6)自動車等 (自動車)	生活バス整備事業	町	
	(8)道路整備機械 等	除雪機械等整備事業	町	
	(9)過疎地域持続 的発展特別事業 (公共交通)	根室中部広域生活交通路線バス整備事業 中標津空港輸送路線安定確保対策事業 根室中部広域生活交通路線安定確保対策事業 地方バス路線運行維持事業 通院等乗合ハイヤー事業 根室中部広域生活交通路線バス停留所管理事業 生活バス管理運営事業	協議会 協議会 協議会 町 町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本分野における公共施設等については、当該施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づく適正な管理を行う。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 住宅・宅地の整備

本町では、これまで公営住宅の供給により住環境の整備を行っており、令和6年度末現在で361戸の公営住宅等を管理している。一方、公営住宅の老朽化が進んでいることから、「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存公営住宅等の計画的な改修工事により、居住性の向上と長寿命化を図っている。

また、民間住宅については、大規模地震が発生した場合の家屋の倒壊被害等を未然に防止するため、低耐震性能住宅の耐震化を支援するとともに、散見される空き家への対策として、「別海町空き家等対策計画」に基づき、空き家の利活用や除却への補助、管理が不適切な空き家の所有者等に対する指導等を行っている。

さらに、宅地については、町有地の造成や分譲を実施し、住宅地の提供に努めている。

今後は、人口減少、少子高齢化や核家族化の進行等に起因する住環境を取り巻く情勢の変化に対応するため、「別海町住生活基本計画」に基づき、これらの取組を継続とともに、移住・定住施策との連携による総合的な施策を展開していく必要がある。

② 水道の整備

本町では、昭和42年から簡易水道により給水を開始し、昭和48年から57年にかけて行われた国営の農業用水事業により概ね町全域に水道管が布設され、現在の人口における水道普及率は99%と高い水準となっている。本町の水道事業は、上水道事業として企業会計方式を採用し運営しており、健康で快適な生活と産業活動の継続に重要な役割を担っている。

一方、人口の減少、インフラの老朽化、大規模災害等への対応が急務となっていることから、「別海町水道事業ビジョン」に基づき、アセットマネジメントの高度化による効率的かつ効果的な資本投下を図るため、水需要の検討を行うとともに、管路や浄水場をはじめとした水道施設の改修・更新・耐震化を計画的に進めていくことが重要である。

③ 下水道の整備

本町では、特定環境保全公共下水道で別海・西春別駅前・走古丹の3処理区、漁業集落排水事業で尾岱沼・本別海の2地区、農業集落排水事業で西春別・上春別・中春別の3地区を整備するとともに、これらの集合処理に適さない地域においては合併処理浄化槽の設置を促進し、生活排水処理を進めている。

本町の水洗化率は80%を超えており、引き続き、全町水洗化の早期実現のため、既に供用を開始している地域における接続の促進を図るほか、合併処理浄化槽の整備費の一部助成による設置促進を図っていく必要がある。

また、下水道処理施設や設備の老朽化が進行していることから、「ストックマネジメント計画」等の各個別施設方針に基づき、計画的な改築・更新による長寿命化を図るとともに、令和4年4月から公営企業法の一部を適用した公営企業会計として運用開始したことを機に、より一層のコスト縮減に努め、下水道事業の健全経営を推進することが重要となっている。

④ 消防・救急体制の充実

本町においては、常備消防として根室北部消防事務組合が消防署を設置しているほか、非常備消防として消防団が組織されており、相互に連携を図りながら、防火・防災に努めている。

一方、消防車、救急車、消防水利等各施設・設備の老朽化や消防団員の高齢化の進行が課題となっていることから、これら施設・設備の計画的な整備や消防団員の確保と資質向上に向けた取組を進め、消防・救急体制の充実強化を図る必要がある。

⑤ 防災対策の推進

本町では、「別海町地域防災計画」に基づき、避難場所等の周知、防災施設や備蓄資機材の整備、公共施設の耐震化、緊急時の情報通信体制の充実のほか、自主防災組織の育成や防災訓練等の実施により、災害に強いまちづくりに努めている。

一方、今後、高い確率で発生が想定されている「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」に備えるためにも、これらに基づいた対策が急務となっている。

そのため、本町においても、令和3年度に更新（令和8年度に再更新予定）した「防災ハザードマップ」の活用を中心に、町民の防災・減災意識の更なる強化・高揚を図っているところであるが、今後は「別海町国土強靭化地域計画」に基づき、海岸地区における避難施設や避難路、海岸保全施設等の整備充実を図っていく必要がある。

⑥ ごみ処理等循環型社会の形成

本町では、根室管内4町による広域焼却処理施設で環境負荷の少ない処理方法を採用したごみ処理を行っている。また、持続可能な循環型社会の形成に向け、18分別によるごみ収集や、4R（Refuse、Reduce、Reuse、Recycle）の推進等により、リサイクル率

は30%を超えるなど、可燃ごみの減量に向けた取組が進んでいる。引き続き、広域的な処理体制の下、最終処分場の長寿命化を図りながら、リサイクル体制の充実に努める必要がある。

し尿や浄化槽汚泥等の処理については、し尿処理場で受入処理を行っているが、施設の供用開始から既に40年以上の期間が経過し老朽化が進んでいる。そのため、長期的な視点から新たな処理方法も視野に検証を行い、基本構想を策定し、安定的な処理体制の構築を図っていく必要がある。

⑦ 公園等の整備と緑化の推進

本町では、町民憩の森、鉄道記念公園、小野沼公園、尾岱沼みなど公園、本別海公園、風蓮湖畔公園、中西別公園のほか、別海、西春別、尾岱沼などの市街地に児童遊園地を設置し、憩いの場、交流の場、子どもたちの遊び場などとして多くの町民に親しまれている。

また、3霊園と24箇所の墓地のほか、中標津町外2町葬斎組合の共同運営による火葬場（斎場）が整備されており、町民福祉の向上に寄与している。

これらの施設・設備については、多様化する地域の要望を取り入れながら、計画的な改修や適正な維持管理を行っていくことが求められる。

さらに、緑地が持つ環境・景観の保全機能を発揮するため、町内会に対する花の苗の配布や、学校施設内の植樹等への支援を通じた「まちぐるみ」の緑化運動を継続し、町民の自主的な緑化への取組をより一層促進することが重要である。

(2) その対策

① 住宅・宅地の整備

公営住宅等の計画的な改善や維持管理を実施し、長寿命化を進めるとともに、地震による住宅倒壊被害等を未然に防ぐ取組を進める。また、官民連携による住宅の供給や空き家の適正な管理と再生利活用を促進し、安全・安心で快適な住まいづくりに向けた支援や住みよい住宅地の提供を進める。

ア 公営住宅等の計画的な整備充実

イ 住みよい住宅の提供

② 水道の整備

将来にわたり安全・安心な水を安定的に供給できるよう、計画的かつ効率的で災害に

強い施設整備を行うとともに、水道事業の健全運営を推進する。

- ア 計画的な水道施設の整備
- イ 水道水の水質管理
- ウ 災害対策の強化
- エ 水道事業の健全運営

③ 下水道の整備

地域特性に応じた効率的で適正な施設整備を推進し、公共用水域の水質保全と、衛生的で快適な生活環境の確保に向けた事業を進めるとともに、下水道事業の健全運営を推進する。

- ア 公共下水道事業の推進
- イ 農業・漁業集落排水事業の推進
- ウ 合併処理浄化槽の設置促進
- エ 下水道事業の健全運営

④ 消防・救急体制の充実

常備消防・救急体制の充実や消防団の活性化を進めるほか、火災予防や救急救命に関する知識を町民に普及・啓発することで、総合的な地域消防力を強化する。

- ア 常備消防・救急体制の充実
- イ 消防団の活性化
- ウ 火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及

⑤ 防災対策の推進

町民の防災に対する自助・共助の意識を育みながら、公助が連携し、あらゆる災害や危機に対処できる安全・安心なまちづくりを推進する。

- ア 総合的な防災体制の確立
- イ 地域での防災力の強化
- ウ 海岸地域の津波・高潮避難対策の充実
- エ 海岸保全の推進

⑥ ごみ処理等循環型社会の形成

町民・事業者・行政が一体となって、4Rへの意識を高め、実行するとともに、ごみ

処理・リサイクル体制を充実し、豊かな環境の保全と循環型社会の形成を推進する。

- ア ごみ収集・処理体制の充実
- イ ごみ減量化・4R運動の促進
- ウ ごみの不法投棄の防止
- エ し尿処理体制の充実

⑦ 公園等の整備と緑化の推進

町民が健康で快適な生活を営んでいくための場の確保と、緑あふれる豊かな環境づくりに向け、公園等の適切な整備・維持管理及びまちぐるみの緑化運動を実施する。

- ア 公園の整備・維持管理体制の充実
- イ 緑化の推進
- ウ 墓地・斎場の維持管理の充実

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環 境の整備	(1)水道施設 (上水道) (簡易水道)	農業水路等長寿命化事業 水道施設等整備事業 野付半島簡易給水施設整備事業	町 町 町	
	(2)下水処理施設 (公共下水道) (農村集落排水施設)	特定環境保全公共下水道事業 農業集落排水事業	町 町	
	(その他)	漁業集落排水事業	町	
	(3)廃棄物処理施設 (ごみ処理施設)	リサイクルセンター整備事業 浸出水処理施設整備事業	町 町	

	廃棄物関連車両整備事業 根室北部廃棄物処理広域連合整備事業	町 広域連合	
(し尿処理施設)	し尿処理施設等整備事業 し尿収集車整備事業	町 町	
(4)火葬場	別海斎場施設整備事業	事務組合	
(5)消防施設	消防関連車両整備事業 消火栓整備事業 消防施設等整備事業	事務組合 事務組合 事務組合	
(6)公営住宅	公営住宅等整備事業	町	
(7)過疎地域持続的発展特別事業 (生活)	公衆浴場確保対策事業	町	
(環境)	花のあるまちづくり事業 合併処理浄化槽設置整備事業	町 町	
(危険施設撤去)	町有施設解体撤去事業 旧学校校舎等解体撤去事業	町 町	
(防災・防犯)	災害用備蓄資機材等整備事業 自主防災組織育成事業 防犯灯管理支援事業	町 町 町	
(その他)	既存住宅耐震改修推進事業 空き家等対策事業 消防資機材等整備事業 地域おこし協力隊推進事業	町 町 事務組合 町	
(8)その他	防犯灯整備事業 公共駐車場整備事業 地域防災センター整備事業	町 町 町	

		海岸保全施設整備事業 公衆トイレ整備事業 公園施設等整備事業	道 町 町	
--	--	--------------------------------------	-------------	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本分野における公共施設等については、当該施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づく適正な管理を行う。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て支援

近年、少子化や核家族化の進行、働き方やライフスタイルの変化などから、子育てをめぐる環境は大きく変化しており、本町においても、これらの変化に対応した安心して子育てができる環境づくりが求められている。

このような状況の中、本町では、「別海町子ども・子育て支援事業計画(第2期)」に基づき、『子どもの健やかな育ちを守る 笑顔で支え合う子育ての町』を基本理念に、各種事業を展開している。

具体的には、私立認定こども園等との連携により教育・保育環境を充実するとともに、子育て支援センターにおける育児教育や相談及び子育ての情報提供、放課後児童クラブの設置、ファミリーサポートセンター事業の実施のほか、国の制度の枠組を超えた保育料の軽減や子ども医療費の助成等により、子育て世代の経済的負担の緩和等を図っている。

今後も、子どもや子育て家庭を地域や町全体で支援するため、保健・医療・福祉・教育機関が一体となり、地域の実情や多様なニーズに対応した多面的な子育て支援策を推進する必要がある。

② 高齢者施策

本町の総人口は平成30年の15,206人から令和5年には14,243人となり、この間963人減少した。一方で、高齢者人口は同期間に160人増加しており、結果として高齢化率は緩やかに上昇している。

このような状況から、高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らし続ける

ためには、医療と介護、介護予防及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を進める必要がある。

本町では、「高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」に基づき、本町の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、医療と介護の連携強化や認知症支援対策の充実を図るとともに、生活支援体制の整備など各種施策を総合的、計画的に推進している。

今後は、高齢者施設の未整備地区において、利用者のニーズに合った施設整備を検討するほか、老人保健施設等での自立を支援する機能訓練や日常生活サービスの充実など利用者の利便性の向上に向けた取組を推進するとともに、介護サービス提供体制の充実を図るための介護人員の確保に向けた取組を強化していく必要がある。

③ 障がい者(児)支援施策

本町では、「障がい者計画」の基本理念である「障がいのある人もない人も1人ひとりが輝く共生のまちの実現」を目指し、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」に基づき、障がいの種類や程度に応じた必要な支援を提供できるよう、相談体制やサービス基盤の確保、障がいに対する正しい理解と認識を深めるための取組を推進している。特に、障がい児に関しては、児童デイサービスセンターや子ども発達支援センターの設置、公認心理師（臨床心理士）等の専門職の活用、障害児通所支援利用者負担額助成などにより、障がいや発達に遅れがある児童の保護者の精神的・経済的負担軽減を図るとともに、適切な療育支援を実施している。

高齢化の進行や、障がいの重度化、家族形態の変化など障がいのある人を取り巻く環境の変化に伴い、より一層多様化する地域住民のニーズに対応した更なる福祉サービスの充実や、福祉に携わる人材の確保等に取り組み、障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる環境づくりに努めていくことが重要である。

④ 地域福祉

本町では、地域福祉に取り組む社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会やボランティア団体、NPO、民間事業者等と連携した相談体制の整備を図るとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用など、各種制度の普及を促進しているほか、共生型地域福祉拠点事業等の実施により、町民の福祉意識の高揚に取り組んでいる。

このほか、牛乳や町内入浴施設の入浴券、高齢者及び障がい者(児)等バス・ハイヤー

共通利用券の給付など、健康増進及び社会参加を目的とした事業を実施するとともに、「別海町災害時避難行動要支援者支援制度」により、関係部署や関係団体等と連携して、災害時に支援が必要な方の安全を確保するための体制を構築している。

今後は、令和4年3月に策定した「別海町地域福祉計画」に基づき、地域福祉を進める中心となる地域住民や町内会、関係団体、事業所等と、社会福祉協議会や行政がそれぞれの役割をもって互いに連携し、地域福祉の充実を図っていくことが重要である。

(2) その対策

① 子育て支援の充実

次代を担う子どもが健やかに育つよう、「別海町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者が安心して子育てができる多面的な子育て支援施策を計画的に推進する。

- ア 地域における子育て支援の充実
- イ 教育・保育サービスの充実
- ウ 児童の健全育成
- エ 家庭教育支援の充実
- オ 児童虐待防止対策の推進
- カ 相談・援助体制の充実

② 高齢者施策の充実

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護予防から介護サービス、医療と介護の連携まで各種施策を総合的、計画的に推進する。

- ア 高齢者支援推進体制の整備
- イ 地域支援事業の推進
- ウ 予防給付・介護給付の実施
- エ 保健福祉サービスの推進
- オ 高齢者関連施設の整備・充実
- カ 生きがいづくりと社会参加の促進
- キ 高齢者が住みよいまちづくりの推進
- ク 介護職員の確保対策の推進

③ 障がい者(児)支援施策の充実

障がいの有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、全ての障がい者(児)とその家族が、いきいきと共生する社会の実現を目指すための体制づくりを進める。

ア 障がい者(児)支援の総合的推進

イ 教育・療育の充実

ウ 広報・啓発活動等の推進

④ 地域福祉の充実

町民の誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携し適切な支援を行うことで、地域で支え合う地域福祉を充実する。

ア 相談体制の充実と地域支援体制の確立

イ 福祉意識の高揚

ウ 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

エ 人にやさしい環境整備の推進

オ 災害時要支援者対策の促進

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て 環境の確 保、高齢 者等の保 健及び福	(1)児童福祉施設 (保育所)	保育施設等整備事業	町	
	(児童館)	児童館整備事業	町	
	(2)認定こども園	認定こども園整備事業	町	

祉の向上 及び増進	(3) 高齢者福祉施設 (その他)	公的介護施設等基盤整備事業 ケアハウス整備事業 ケアセンター整備事業 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	町 町 町 町	
	(4) 介護老人保健施設	老人保健施設設備整備事業	町	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	保健センター施設等整備事業	町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	地域子ども・子育て支援事業 (乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、放課後児童クラブ事業、教材費等購入費助成事業、子育て支援拠点事業、妊婦健康診査事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、産後ケア事業、子育て世帯訪問事業) 障害児通所支援利用者負担額助成事業 認定こども園等利用者負担助成事業 児童デイサービスセンター管理運営事業 子ども医療費助成事業 出産祝金贈呈事業 ひとり親医療給付事業 未熟児養育医療事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	

(基金積立)	子ども医療費支援基金事業	町	
--------	--------------	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本分野における公共施設等については、当該施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づく適正な管理を行う。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町では、町立別海病院と2箇所の診療所を運営しており、町立別海病院は本町における唯一の病院として一次医療の安定的な提供と、救急告示病院として夜間休日の救急患者の受入を行っている。また、在宅医療として日常生活上の看護や機能回復訓練を訪問看護ステーションで実施している。

一方、近年、少子高齢化の急速な進行、慢性疾患中心の疾病構造への変化、医療の高度・専門化、新たな感染症への対応などにより、医療に対する需要は質・量ともに高まっている状況にある。

そのため、病院の健全経営の下、安定的で優れた地域医療の提供に向け、電子カルテの導入による業務の効率化やMR I等の高度な医療機器の導入、既存医療機器の更新を計画的に進めているほか、ドクターへリの運航により、早期の高度救命処置に対応している。今後とも、一層の業務効率化による健全な経営や計画的な医療体制の整備に努めるとともに、医師や看護師等の医療従事者の安定確保や他の医療機関等と更なる連携を図り、町民の命と健康を守る一次医療の安定的な提供を行っていくことが重要である。

また、歯科医療については、住民の生活の質(QOL)に大きく関与する歯・口腔の健康を守るために、歯周病予防、歯の喪失予防を目的とした歯周疾患検診の実施と定期的な歯科検診の推奨に努めている。歯と口腔の健康は、身体的健康のみならず、精神的、社会的な健康にも影響を及ぼすことから、住民一人ひとりが口腔の定期的な予防管理に積極的に取り組むことができるよう、町内歯科医院と連携し、安定した歯科医療提供体制を整備していくことが重要である。

(2) その対策

医療ニーズの高度化や多様化に対応し、地域で安心して適切な医療サービスが受けられるよう、町立別海病院を核とした地域医療体制の充実を進める。

- ア 地域医療体制の充実
- イ 健全な病院経営の推進
- ウ 救急医療の充実
- エ 歯科医療提供体制の整備

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の 確保	(1) 診療施設 (病院) (診療所)	病院施設等整備事業	町	
		病院医療機械器具等整備事業	町	
		診療所施設等整備事業	町	
	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業 (自治体病院)	奨学資金等事業	町	
		地域医療体制維持確保事業	町	
		地域医療体制維持確保特別対策事業	町	
		病院施設等管理運営事業	町	
		院内総合情報システム整備事業	町	
		札幌医科大学との連携事業	町	
	(基金積立)	地域医療体制維持確保対策基金事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本分野における公共施設等については、当該施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づく適正な管理を行う。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

本町の学校数は、昭和40年度には小学校38校、中学校22校を数えたが、少子化による児童生徒数の減少に伴い、学校の統廃合を進め、令和7年度では小学校7校、中学校7校となっている。今後とも「小・中学校適正配置計画」に基づく整備を進めるとともに、「別海町学校施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した学校施設等の計画的な整備を進めていく必要があるほか、徒歩通学が困難な児童生徒の通学条件の改善が図られるよう、引き続き、スクールバスの効率的な運行体制の確保とスクールバスの計画的な更新を行うことが必要となっている。

町内唯一の高等学校である別海高等学校は、地域を担う若者の育成という重要な役割を担っていることから、普通科3間口の確保及び酪農経営科生徒数の増員を目的として、寄宿施設利用者への助成をはじめとした各種支援事業を継続的かつ総合的に実施し、多様で魅力や特色のある高校づくりを推進していくことが求められる。

また、「生きる力」を育む教育の充実と「安全・安心」な教育環境の確立を目指し、保幼小中の一層の連携や、全7学校区で実施している「コミュニティ・スクール」の取組のブラッシュアップ、ふるさとキャリア教育の推進、ALTの活用による英語教育の推進のほか、スクールカウンセラー等の活用による心のケアの実践、アレルギー対応を踏まえた安全な学校給食の提供等に努めていく必要がある。

さらには、GIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒1人1台端末を授業や家庭学習等の場面において効果的に活用するなど、教育ICT環境の一層の強化を図ることが、Society5.0時代を生きる子どもたちにとって大切であると同時に、校務効率化を通した学校における働き方改革に資する施策として重要となっている。

② 社会教育

これからの中社会教育は、徐々に小さくなる地域社会において、住民それぞれが学習や活動の成果を生かした役割を担う必要があることから、人づくりを基本とした取組を充実させ、地域活動をより推進することが望まれている。

本町では、「別海町社会教育中期振興計画」に基づき、公民館や、スポーツセンター、図書館等の社会教育施設が講座や教室、交流事業などの各種事業を実施し、幅広い世代のニーズに対応した学習機会の提供を行っているほか、社会教育関係団体の活動を支援している。

今後は、生涯学習センター「みなくる」を中心に、地域の声を反映した運営を目指しながら各公共施設等と連携し、生涯学習・社会教育の総合的な拠点として共生型・複合型等の機能充実を図る必要がある。

また、西・東公民館や図書館をはじめとした社会教育施設については、施設・設備の老朽化が進んでいることから、計画的な改修や更新等を行う必要があるとともに、町民の生活環境の変化に合わせた開館日・開館時間の調整など、一層の機能充実を図る取組が重要となっている。

③ スポーツ

地域におけるスポーツは、心身の健康増進だけでなく、地域住民のコミュニティづくりや他地域との交流促進といった多面にわたる効果をもたらしており、過疎地域の活性化に重要な役割を果たしている。

本町では、町民体育館をはじめ、老朽化の進むスポーツ施設の計画的な修繕等を実施し、スポーツ施設機能の充実と利用の促進を図っているほか、健康管理の必要性等について学ぶ機会を設けるなど、健康づくりに対する意識醸成を図っている。

一方、人口減少や少子高齢化に伴い、スポーツ人口が減少していることから、スポーツ施設全体の利用者数は減少傾向にあり、特に屋外施設ではその傾向が顕著である。

そのため、スポーツ協会等との連携の下、スポーツイベントや各種教室等の事業内容の充実や、広報・普及活動の強化のほか、スポーツ少年団をはじめとした団体及びその指導者の育成・支援を行うことで、スポーツ人口の底上げを図っていく必要がある。

今後とも、スポーツを取り巻く環境の変化や多様化する町民ニーズに対応しながら、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全かつ快適にスポーツを楽しみ、健康づくりができる「町民皆スポーツ」の実現を目指し、各種施策に取り組むことが重要である。

(2) その対策

① 学校教育の充実

本町の次代を担う人材の育成に向け、生きる力を重視した教育活動と信頼される学校づくりを進めるとともに、小中一貫教育に対応した学校施設及び設備の計画的な整備や、地域の特性を生かし、地域が一体となった総合的な教育環境の向上に取り組む。

ア 幼児教育の充実

イ 学校教育の充実

- ウ 学校施設及び設備の整備
- エ 特別支援教育の推進
- オ 心の問題への対応
- カ 学校給食の充実
- キ スクールバスの効果的な運行
- ク 子どもの安全性の確保
- ケ 学校と地域の連携
- コ 高等教育支援等の充実
- サ 学校における働き方改革の推進

② 社会教育の推進

誰もが心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、魅力と活力ある地域づくりにつなげるため、子どもから高齢者まで全ての世代が学べる社会教育の環境づくりを推進する。

- ア 社会教育関連施設の充実
- イ 特色ある社会教育プログラムの整備と提供
- ウ 図書館の充実
- エ 団体等の活動支援と地域の担い手の養成

③ スポーツの振興

全ての町民がそれぞれの体力や年齢に応じてスポーツを楽しみ、健康づくりとスポーツ交流による活力ある地域づくりにつなげられるよう、活動の場と機会の充実に取り組む。

- ア スポーツ施設の整備充実・有効活用
- イ 多様なスポーツ活動の普及促進
- ウ スポーツ団体、指導者の育成と強化
- エ スポーツイベントの充実
- オ スポーツによるまちづくり・交流活動の促進
- カ スポーツを通したふるさと学習と郷土愛の育成

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の 振興	(1)学校教育関連 施設			
	(校舎)	小中学校施設等整備事業	町	
	(屋外運動場)	義務教育学校施設等整備事業	町	
		学校スケートリンク整備事業	町	
	(教職員住宅)	教職員住宅整備事業	町	
	(スクールバス)	スクールバス整備事業	町	
	(3)集会施設、体 育施設等			
	(公民館)	公民館整備事業	町	
		生涯学習センター整備事業	町	
		青少年プラザ整備事業	町	
	(体育施設)	スケートリンク整備事業	町	
		プール整備事業	町	
		スポーツハウス整備事業	町	
		陸上競技場整備事業	町	
		町営野球場整備事業	町	
		全天候型トラック整備事業	町	
	(図書館)	図書館施設等整備事業	町	
		移動図書館車両整備事業	町	
	(4)過疎地域持続 的発展特別事業			
	(幼児教育)	私立認定子ども園支援事業	町	
		情報機器整備事業	町	

	(義務教育)	学校図書整備事業 コミュニティ・スクール推進事業 外国語教育推進事業 家庭学習等支援事業 いじめ・不登校問題対策事業 学校教育充実事業 情報機器整備事業	町 町 町 町 町 町 町	
	(高等学校)	別海高等学校教育支援事業 (高校部活バス運行事業、高校生健康診査事業、寄宿施設等助成事業、通学費助成事業、教育振興会補助事業、タブレット購入助成事業、海外研修派遣費補助事業、部活動等派遣費補助事業、外部指導者派遣事業)	町	
	(生涯学習・スポーツ)	青少年芸術劇場開催事業 パイロットマラソン事業 スポーツ振興補助事業 スポーツ団体等支援事業 文化団体等支援事業 生涯学習センター管理運営事業 地域おこし協力隊推進事業 公民館施設等管理運営事業 図書館図書等整備事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町	
	(その他)	実のなる木植栽事業 奨学資金貸付等支援事業 学校・家庭・地域連携協力推進事業 学校給食費無償化事業	町 町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本分野における公共施設等については、当該施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づく適正な管理を行う。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

集落は、地域住民の居住やコミュニティ活動、生産活動の場として、住民生活全般を支える場であるとともに、農地等の地域資源の維持保全機能や農林水産業等の生産を補完し合う生産機能、日常生活上の相互扶助といった生活扶助機能など、多面的・公益的機能を持ち、本町の地域社会を維持していく上で重要な役割を担っている。

本町では、ほぼ全域で酪農業が営まれていることから、小規模な集落が数多く散在しております、道路や上下水道といった多くの公共施設等が整備されている一方、若年者の流出による少子高齢化や、離農・後継者不足等による人口減少が進み、集落機能の低下が懸念されている。

こうした中、集落における課題解決には自治会や団体等の地域コミュニティに期待される役割が大きくなっていることから、活動に必要な会館や備品等の整備、活動の中心となる人材の育成等の支援を行うことで、地域住民の積極的な活動を促し、もって集落機能を中長期的に持続可能なうちに活性化していくことが必要となっている。

(2) その対策

地域住民の生活向上を図るための生活環境施設等の整備とともに、コミュニティ活動の環境づくり支援を進め、地域における課題を自ら把握し解決することができるよう、自主的なコミュニティ活動の活性化と確立を促進する。

ア コミュニティ活動の活性化支援

イ コミュニティ活動の環境づくり支援

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の 整備	(1)過疎地域集落 再編整備	地域会館等整備事業	町	
	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 (集落整備)	町内会活動等支援事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本分野における公共施設等については、当該施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づく適正な管理を行う。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町では、生涯学習センター「みなくる」、公民館、郷土資料館、加賀家文書館、図書館などの施設を活動拠点として、多種多様な芸術・文化活動が展開されている。

本町は、国指定史跡である「旧奥行臼駅廻所」や、国指定天然記念物である「西別湿原ヤチカンバ群落地」のほか、「野付の千島桜」をはじめとした町指定文化財など、希少価値のある豊富な文化財を有している。

文化財に関しては、奥行地区に集中する交通遺跡を史跡公園として総合的に整備する構想を策定したほか、根室管内1市3町（根室市、標津町、羅臼町、別海町）で共同申請していたストーリー「鮭の聖地の物語」が日本遺産に認定されたことに伴い、申請市町の広域連携による文化遺産の魅力発信を展開するなど、本町の文化財を地域の活性化に活用する新たな方策を進めている。

また、各公民館において町民ニーズや地域の実情等に即したイベント・講座等を実施するとともに、町内で活動する芸術文化団体等の支援強化と専門家等の知見を取り入れながら町民による文化財保存活動への参加を促しながら、文化財の適正保存や有効活用に務めるなど、芸術文化・文化財を通じて人づくり・地域づくりが重要となっている。

郷土資料館においては、施設の老朽化が著しい本館及び豊原分館の整備方針を早急に定め、計画的な整備を進める必要がある。

(2) その対策

地域に根ざした文化の継承と個性あふれる文化の創造に向か、町民主体の芸術・文化活動を一層推進するとともに、貴重な文化財に対する理解を深め、保存・活用を進める。

- ア 芸術・文化施設の整備充実
- イ 文化財の保存と活用
- ウ 芸術・文化団体、指導者の育成
- エ 芸術文化イベント等の充実

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 (地域文化振興施設)	文化財等整備事業 郷土資料館整備事業	町 町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	地域おこし協力隊推進事業 文化財等保護事業 文化財等保存整備事業 文化財等活用事業	町 町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本分野における公共施設等については、当該施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づく適正な管理を行う。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町では、全国的なモデルケースとなるようなバイオマス利活用施設の整備・推進を

目指し、バイオガスプラントを導入し、家畜排せつ物のメタン発酵技術によるバイオガスエネルギー利用の実証試験を行ってきた。

また、平成25年に「別海町バイオマス産業都市」の認定を受け、日本最大級の「別海町バイオガス発電施設」が平成27年から稼働し、発生する消化液を有機肥料として農地に還元させることにより、循環型酪農の確立に向けて取り組んでいる。

一方、家畜排せつ物を処理対象としたバイオガスプラントは導入・管理コストが高額であることから、いかに当該施設を普及又は維持していくかが課題となっている。

また、これらの取組と併せて、町内公共施設において「別海町地球温暖化対策実行計画」を推進するため、照明器具のLED化等の各種省エネルギー対策に取り組んでいる。

(2) その対策

再生可能エネルギーの導入拡大や「別海町地球温暖化対策実行計画」に基づく省エネルギー対策の実施など、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組を促進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	資源循環施設利活用整備事業 太陽光発電施設等整備事業 バイオマス資源利活用推進事業	町 町 町	
	(3) その他	公共施設等LED化事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本分野における公共施設等については、当該施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づく適正な管理を行う。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 住民参画のまちづくり

本町では、社会情勢の変化等により多様化する地域課題を解決するため、「別海町自治

「基本条例」の下、町民の意見や発想を取り入れた行政の確立に向けて、各種住民団体の自主的な活動の支援等を実施し、住民参画の協働のまちづくりを推進している。

今後は、新たな団体創設への動きや、人材不足等の影響から縮小傾向にある住民団体の活動が活性化するよう、地域課題の解決に効果のあった団体の取組等を優良事例として広く情報発信することで参画意識の更なる高揚を図るとともに、自治推進委員会等を通じ、住民参画に関するよりよい体制づくりに向けた手法や支援制度の拡充等を検討していく必要がある。

② 北方領土対策の推進

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、日本が主権を有する島々であり、日本固有の領土であるが、戦後、ソビエト連邦に占拠されて以降、今日に至っても領土問題が未解決のまま、ロシアに不法占拠されている状態が続いている。

本町は国後島から約16kmの距離に位置する隣接地域として、これまで政府の外交交渉を下支えすべく、北方領土返還要求運動に主体的に取り組んできたほか、関係団体等との連携の下、四島交流、自由訪問、北方墓参など北方領土問題解決のための環境整備に資する事業を積極的に推進してきた。

このほか、北海道が策定する「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき、各般にわたる施策を計画的かつ総合的に推進している。

一方、元島民の高齢化が進む中、ロシアのウクライナ侵略の影響から、今後の外交交渉等の展望を見通すことができない状況となったほか、四島交流等事業の実施が当面見送りとなるなど、領土問題解決を取り巻く情勢が悪化している。

そのため、北海道や関係団体等と連携して、北方領土の早期返還と四島交流等事業の早期再開等を強く求めていく必要があるとともに、各種の啓発活動や返還運動を先細りさせないための後継者育成事業等を継続していくことが重要である。

(2) その対策

地域社会における課題解決に向けて、町民と行政、さらには各団体と連携し協働のまちづくりを推進する。

また、北方領土問題の早期解決に向けて、国や北海道、北方領土に隣接した市町、関係団体が連携を図りながら返還要求運動の推進に取り組み、全国民に意識の高揚と喚起を促進する。

- ア 「別海町協働基本指針」に基づく住民参画の推進
- イ 北方領土問題の啓発と意識の喚起
- ウ 北方領土返還運動を推進する次世代の育成
- エ 北方領土隣接地域振興等事業の推進

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他 地域の持 続的発展 に関し必 要な事項	過疎地域持続的 発展特別事業 (まちづくり) (北方領土対策)	まちづくり推進支援事業 北方領土問題対策事業 北方展望塔管理運営事業	町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本分野における公共施設等については、当該施設等の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づく適正な管理を行う。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 (移住・定住) (地域間交流)	地域おこし協力隊推進事業 移住・定住促進事業 域内循環拠点維持・確保対策事業 地域スポーツ・人材育成連携推進事業 地域プロジェクトマネージャー推進事業 デジタル地域通貨流通事業 ふるさと応援制度推進事業 友好都市少年少女ふれあいの翼交流事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町	
2 産業の 振興	(10) 過疎地域持 続的発展特別事 業 (第1次産業)	新規就農者等総合支援事業 地域おこし協力隊推進事業 農業担い手対策事業 大学連携農業推進事業 結婚相談所運営事業 農業者利子補給事業 共進会出陳事業 畜産振興事業 鳥獣被害対策事業 森林経営管理制度推進事業 水産資源増大対策事業 漁業後継者就業支援事業 風蓮湖外敵駆除事業 沿岸漁業振興対策事業 農林漁業振興奨励事業	道・町 町 町・協議会 町 相談所 町 町 町 町 町 町 町 町 漁協 町 漁協 町 町	

		水産多面的機能発揮対策事業	活動組織	
		森林保護事業（植樹祭）	町	
		水産種苗施設等管理運営事業	町	
		漁港施設等管理事業	町	
		漁業者利子補給事業	町	
		水産物加工品流通強化事業	町	
		風蓮湖物揚場整備事業	町	
		地域プロジェクトマネージャー推進事業	町	
	(商工業・6次産業化)	加工体験施設等管理運営事業	町	
		起業家支援事業	町	
		スポーツ合宿等受入支援事業	協議会	
		地域貢献中小企業支援事業	町	
		新規就業支援事業	道	
		にぎわい商店街創造事業	町	
		中小企業利子補給支援事業	町	
		中小企業人材確保・育成事業	町	
		商工業支援事業	町	
		商工業振興事業	町	
	(観光)	観光情報整備事業	観光協会	
		地域おこし協力隊推進事業	町	
		観光振興補助事業	公社	
		キャンプ場管理運営事業	町	
		観光振興支援事業	観光協会	
		ふるさとの森動物館管理運営事業	町	
		ふれあいランド管理運営事業	町	
		ネイチャーセンター管理運営事業	町	
		コミュニティセンター管理運営事業	町	
		ふるさと交流館管理運営事業	町	

	(企業誘致) (その他)	企業立地・誘致推進事業 産業祭開催事業 農村広場施設等管理運営事業 水産系副産物再資源化施設管理運営事業 地場產品等販売推進事業 えびまつり開催事業 西別川あきあじまつり開催事業	町 委員会 町 町 町 委員会 委員会	
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 (情報化) (デジタル技術活用)	情報化推進事業 デジタル技術活用事業 地域おこし協力隊推進事業	町 町 町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	根室中部広域生活交通路線バス整備事業 中標津空港輸送路線安定確保対策事業 根室中部広域生活交通路線安定確保対策事業 地方バス路線運行維持事業 通院等乗合ハイヤー事業 根室中部広域生活交通路線バス停留所管理事業 生活バス管理運営事業	協議会 協議会 協議会 町 町 町 町	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 (生活) (環境) (危険施設撤去)	公衆浴場確保対策事業 花のあるまちづくり事業 合併処理浄化槽設置整備事業 町有施設解体撤去事業	町 町 町	

	(防災・防犯) (その他)	旧学校校舎等解体撤去事業 災害用備蓄資機材等整備事業 自主防災組織育成事業 防犯灯管理支援事業 既存住宅耐震改修推進事業 空き家等対策事業 消防資機材等整備事業 地域おこし協力隊推進事業	町 町 町 町 町 事務組合 町	
6 子育て 環境の確 保、高齢 者等の保 健及び福 祉の向上 及び増進	(8)過疎地域持続 的発展特別事業 (児童福祉) (高齢者・障がい	地域子ども・子育て支援事業 (乳児家庭全戸訪問事業、養育支援 訪問事業、一時預かり事業、放課後 児童クラブ事業、教材費等購入費助 成事業、子育て支援拠点事業、妊婦 健康診査事業、ファミリー・サポー ト・センター事業、病児保育事業、 子どもを守る地域ネットワーク機能 強化事業、産後ケア事業、子育て世 帯訪問事業) 障害児通所支援利用者負担額助成事業 認定こども園等利用者負担助成事業 児童デイサービスセンター管理運営事業 子ども医療費助成事業 出産祝金贈呈事業 ひとり親医療給付事業 未熟児養育医療事業 新生児聴覚検査費助成事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	

7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (自治体病院) (基金積立)	奨学資金等事業 地域医療体制維持確保事業 地域医療体制維持確保特別対策事業 病院施設等管理運営事業 院内総合情報システム整備事業 札幌医科大学との連携事業 地域医療体制維持確保対策基金事業	町 町 町 町 町 町 町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (幼児教育) (義務教育) (高等学校)	私立認定子ども園支援事業 情報機器整備事業 学校図書整備事業 コミュニティ・スクール推進事業 外国語教育推進事業 家庭学習等支援事業 いじめ・不登校問題対策事業 学校教育充実事業 情報機器整備事業 別海高等学校教育支援事業 (高校部活バス運行事業、高校生健康診査事業、寄宿施設等助成事業、通学費助成事業、教育振興会補助事業、タブレット購入助成事業、海外研修派遣費補助事業、部活動等派遣費補助事業、外部指導者派遣事業)	町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	

	(生涯学習・スポーツ) (その他)	青少年芸術劇場開催事業 パイロットマラソン事業 スポーツ振興補助事業 スポーツ団体等支援事業 文化団体等支援事業 生涯学習センター管理運営事業 地域おこし協力隊推進事業 公民館施設等管理運営事業 図書館図書等整備事業 実のなる木植栽事業 奨学資金貸付等支援事業 学校・家庭・地域連携協力推進事業 学校給食費無償化事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	町内会活動等支援事業	町	
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	地域おこし協力隊推進事業 文化財等保護事業 文化財等保存整備事業 文化財等活用事業	町 町 町 町	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業 (まちづくり) (北方領土対策)	まちづくり推進支援事業 北方領土問題対策事業 北方展望塔管理運営事業	町 町 町	

